

⑥ 花川南6条5丁目地区地区計画 計画図



※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<花川南6条5丁目地区> 地区計画における建築物等の制限内容（低層一般住宅地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項												
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限								
	○建築できる建築物 ・第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの	165㎡	12m	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	○へいの高さ ・1.2m以下 (前面道路から) ○生垣 ・高さの制限はありません								
建築物の壁面の位置の制限(モデル図)													
低層一般住宅地区 (一種中高層)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(1)</p> <p>$a+b \le 3m$ 部分の軒高$\le 2.3m$ 面積$\le 5m^2$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(2)</p> <p>$a+b \le 3m$ 部分の軒高$\le 2.3m$ 面積$\le 5m^2$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(3)</p> <p>$a+b \le 3m$ 部分の軒高$\le 2.3m$ 面積$\le 5m^2$</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>地区計画 制限ライン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">- · -</td> <td>地区計画 3m緩和</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■</td> <td>地区計画 車庫等緩和</td> </tr> </tbody> </table> </div>					凡 例		—	地区計画 制限ライン	- · -	地区計画 3m緩和	■	地区計画 車庫等緩和
凡 例													
—	地区計画 制限ライン												
- · -	地区計画 3m緩和												
■	地区計画 車庫等緩和												

<花川南6条5丁目地区> 地区計画における建築物等の制限内容（利便施設地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
	<p>●建築できない建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅(一戸建ての住宅) <p>※管理のための住宅は除く</p>	200㎡	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません

建築物の壁面の位置の制限（モデル図）

利便施設地区
(二種中高層)

(1)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

(2)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

(3)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

凡 例	
—	地区計画 制限ライン
- · -	地区計画 3m緩和
	地区計画 車庫等緩和